

春は就職・進学・転勤の季節です 住所変更の届出をお忘れなく

■申し込み・問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896

おすすめ
2

転入・転出の届出を忘れずに！

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。届出に必要な書類を事前にご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

3月と4月は、窓口が大変混雑します。受付までに1時間以上お待ちいただく場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。転出先住所・転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。

■持ち物

すべての方が必要なもの

本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等）、印鑑

該当する方が必要なもの

- ・委任状（代理の方が手続きするとき）
- ・返納するもの（印鑑登録証・国民健康保険証等）

転入届・転居届

他市区町村から下野市に住所を移したとき・下野市内で引っ越しをしたときに提出します。新しいお住まいに住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

■持ち物

すべての方が必要なもの

・本人確認書類（運転免許証・パスポート・在留カード等）、マイナンバーカード・通知カード、印鑑

該当する方が必要なもの

- ・前住所地で交付された「転出証明書」（他市区町村から転入する方のみ）
 - ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方）
 - ・委任状（代理の方が手続きするとき）
- ※新築住宅への転入届及び転居届には住宅位置図、建築確認証や検査済証が必要です。
※区画整理地内の新築住宅の場合には、底地証明書等も併せてお持ちください。

市民課窓口(一部業務)の土日開庁

住所異動の時期に伴い、本庁舎の市民課窓口を土日に開庁します。平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、手続きの内容によっては平日、再度お越しいただく場合がありますのでご了承ください。

■日時 3月22日(日)・28日(土)・29日(日)、4月4日(土)
午前8時30分～正午

■取扱業務

- ・転入届・転居届・転出届・世帯変更届
- ※新築住宅への転入届及び転居届、マイナンバーカードを利用した特例転入届はできません。
- ・印鑑登録
 - ・証明書の交付(住民票・戸籍謄本など)
- ※上記以外の業務は平日開庁日にお手続きください。
※他市区町村や市民課以外の課に確認が必要な業務は、平日開庁日にお手続きください。

マイナンバーカードの住所変更も忘れずに！

転入届・転居届・婚姻届等で住所や氏名に変更があった場合には、マイナンバーカードまたは通知カードの券面記載事項変更の手続きも併せて行ってください。

特にマイナンバーカードは、転入届後90日以内に継続利用処理をしないと失効してしまいますので、マイナンバーカードに設定された暗証番号をご確認のうえ、マイナンバーカードを忘れずにお持ちください。



水道の使用開始・中止手続きのお願い

引越し等により、水道の使用を開始または中止する場合は、3日前（閉庁日を除く）までに、市ホームページの上下水道開始・中止届から申請していただくか、電話で水道課までご連絡ください。

3月から5月にかけては、水道の使用開始や中止の申し込みが増える時期ですので、早めのご連絡にご協力をお願いします。

■問い合わせ先 水道課 ☎(32)8911